



平成18年2月16日

株式会社ライブドア  
代表取締役 熊谷史人  
(証券コード4753 東証マザーズ)  
問い合わせ先  
経営企画管理本部担当執行役員副社長 落合紀貴  
(TEL 03 - 5788 - 4753)

### 証券取引法違反容疑による起訴に関するお知らせ

本日、当社に、東京地方裁判所より平成18年2月13日に東京地方検察庁が起訴した起訴状が届きました。起訴状によれば、被告人は、当社と株式会社ライブドアマーケティングならびに堀江貴文(当社前代表取締役)、宮内亮治(当社前取締役)、岡本文人(当社前取締役)他1名であります。起訴状記載の公訴事実に関しては、以下のとおりです。

#### <公訴事実>

被告会社株式会社ライブドア(以下「ライブドア」という)は、東京都新宿区歌舞伎町2丁目16番9号に本店を置き、ポータルサイトの運営、企業の買収・合併等を主な業務としていたもの、被告会社株式会社ライブドアマーケティング(平成17年5月31日までの商号は、バリュークリックジャパン株式会社、以下商号変更前も含めて「ライブドアマーケティング」という)は、ライブドアの子会社であって、同都港区六本木6丁目10番1号に本店を置き、インターネットによる広告、広告代理等を業務とし、東京証券取引所(以下「東証」という)マザーズ市場に上場していたもの、被告人堀江貴文は、ライブドアの代表取締役兼最高経営責任者であり、ライブドアと一体となって企業買収等を行うことを業務としている同社の完全子会社である株式会社ライブドアファイナンス(以下「ライブドアファイナンス」という)及びライブドアマーケティングの取締役であったもの、被告人宮内亮治は、ライブドア及びライブドアファイナンスの財務等に関する業務を実質的に統治するライブドアの従業員であったもの、被告人岡本文人は、ライブドア及びライブドアファイナンスの取締役であり、ライブドアマーケティングの代表取締役社長あるいは同内定者として同社の業務全般を統括していたもの、被告人中村長也は、ライブドアファイナンスの取締役であり、出版業等を目的とする株式会社マネーライフ社(以下「マネーライフ社」という)の取締役であったものであるが、被告人4名は、ライブドアマーケティングにおいて、ライブドアがライブドアファイナンスを介してVLMA2号投資事業組合の名義で既に行買済みのマネーライフ社との間で、同社の企業価値を過大に評価した株式交換比率で同社をライブドアマーケティングの完全子会社とする株式交換を行う旨公表するとともに、株式を100分割する旨も公表し、さらに、同社において実際には平成16年度第3四半期(同年1月1日から同年9月30日)に経常損失及び当期純損失が発生していたのに、架空の売上、経常利益及び当期純利益を計上して虚偽の業績を発表することにより、同社の株価を維持上昇させた上で、上記株式交換により実質的にライブドアがVLMA2号投資事業組合の名義で取得したライブドアマーケティング株式を売却して利益を得ようと企て、被告会社両社及びライブドアファイナンスの従業員らと共謀の上、被告会社両社の業務及び財産に関し、ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同株価の維持上昇を図る目的をもって、真実は、ライブドアマーケティングとマネーライフ社との株式交換は、上記企てのもとに行われ、株式交換比率を、ライブドアファイナンスの従業員が、マネーライフ社の企業価値を

大幅に超える株数のライブドアマーケティング株式の発行を実質的にライブドアに受けさせるためマネーライフ社の企業価値をあえて過大に評価して決めるなどしたものであったにもかかわらず、平成 16 年 10 月 25 日、東証が提供する適時開示情報閲覧サービスである TDnet により、ライブドアマーケティングが、取締役会において同年 12 月 1 日を期日とする株式交換によりマネーライフ社を完全子会社とすることを決議した旨を公表するに際し、「株式交換比率(1対1)については、第三者機関が算出した結果を踏まえ両者間で協議の上で決定した」旨等の虚偽の内容を含む公表を行い、次いで、同年 11 月 9 日、上記 TDnet により、同月 8 日に公表されたライブドアマーケティング株式の 100 分割に伴い上記株式交換の交換比率を 1 対 100 に訂正する旨公表し、さらに、真実は、ライブドアマーケティングは平成 16 年度第 3 四半期において、経常損失及び当期純損失が発生していたのに、架空の売上、経常利益及び当期純利益を計上して、同年 11 月 12 日、上記 TDnet により「ライブドアマーケティングの第 3 四半期の売上高は約 7 億 5900 万円、経常利益は約 7200 万円、当期純利益約 5300 万円である。当期第 3 四半期においては、前年同期比で増収増益を達成し、前年中間期以来の完全黒字化への転換を果たしている」旨虚偽の事実を公表し、もって、有価証券の売買その他の取引のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いるとともに、風説を流布したものである。

<罪名及び罰条>

- ・ 証券取引法違反
- ・ 同法第 197 条第 1 項第 7 号、第 158 条、第 207 条第 1 項第 1 号、刑法第 60 条

以上